2017年(平成29年)3月9日

## 藤沢市長 鈴木 恒夫 様

## 藤沢市個人情報保護制度

## 運営審議会会長 畠山 鬨之

法人等の市民税並びに軽自動車税,市たばこ税,入湯税及び事業所税の賦 課に関することに係るコンピュータ処理について(答申)

2017年(平成29年)2月23日付けで諮問(第843号)された法人等 の市民税並びに軽自動車税,市たばこ税,入湯税及び事業所税の賦課に関するこ とに係るコンピュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。以下 「条例」という。)第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは適当 であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると,本事務の実施に当たりコンピュータ処理を行う必要性は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

毎年4月1日時点における軽自動車等の所有者に課税される軽自動車税について,環境性能の優れた軽四輪車等の普及を促進するため,平成27年度税制改正により,平成27年4月1日から平成28年3月31日までに最初の新規検査を受けた軽四輪車等について,燃費性能に応じて税率を軽減する「グリーン化特例(軽課)」が導入された。

この税制改正に対応するため,地方公共団体情報システム機構の軽自動車 検査情報市区町村提供システム(以下,「提供システム」という。)からダウ ンロードしたデータを利用するコンピュータ処理について平成28年1月1 4日付藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第777号において承認され た。

このたび,平成28年度税制改正において,平成28年4月1日から平成 29年3月31日までに最初の新規検査を受けた軽四輪車等においてもグリ ーン化特例(軽課)を適用することとなり,引き続き,コンピュータ処理を 行う必要が生じたため,藤沢市個人情報保護制度運営審議会に意見を求める ものである。

また,神奈川県外へ転出した車両の廃車処理において,一般社団法人全国 軽自動車協会連合会神奈川事務所(以下,「全国軽自動車協会連合会」とい う。)が,神奈川県外へ転出した車両の軽自動車転出車両情報を各市へ提供 することで,変更前の主たる定置場所在の課税する各市(藤沢市)の廃車処 理漏れを防いでいるが,平成29年度以降については,全国軽自動車協会連 合会からデータ処理が困難であることを理由に,軽自動車転出車両情報の提 供が行われないこととなった。

そのため,従前の軽自動車転出車両情報と同等の情報が得られる提供シス テムからダウンロードしたデータを利用し,コンピュータ処理を行うことに より 適正な軽自動車税賦課業務を行うことが可能となる。

このことから,新たなコンピュータ処理を行うことになるため,藤沢市個 人情報の保護に関する条例第18条に基づき,藤沢市個人情報保護制度運営 審議会に意見を求めるものである。

- (2) コンピュータ処理について
  - ア コンピュータ処理の必要性
    - (ア)当初は平成28年度賦課分のみグリーン化特例(軽課)が適用される ものであったが,平成28年度税制改正により,平成29年度賦課分に おいてもグリーン化特例(軽課)の適用期限が延長されることとなった。 平成28年度賦課分のみグリーン化特例(軽課)を適用させるため,提 供システムからダウンロードしたデータを利用するコンピュータ処理に ついて平成28年1月14日付藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申 第777号において承認されたが,平成28年度税制改正により,平成 29年度賦課分のグリーン化特例(軽課)を適用させるため,提供シス テムからダウンロードしたデータを利用し,コンピュータ処理を行う必 要がある。
  - (イ)藤沢市から神奈川県外の他市町村へ転出した車両に係る軽自動車税の 申告については,変更後の使用の本拠の位置を管轄するナンバーの軽自 動車協会において,軽自動車等の所有者等が手数料を支払い,軽自動車 協会が代行で変更前の主たる定置場所在の課税する各市町村(藤沢市)へ 軽自動車税申告書を提出するか,軽自動車等の所有者等が,変更前の主 たる定置場所在の課税する各市町村(藤沢市)に,軽自動車税申告書を 提出する(以下,「自己申告」という。)二つの方法がある。自己申告 がされない場合,変更前の主たる定置場所在の課税する各市町村(藤沢 市)で課税されたままとなることがあるため,神奈川県都市税務協議会 が全国軽自動車協会連合会と事務委託契約を行い,軽自動車転出車両情 報を各市へ提供し,変更前の主たる定置場所在の課税する各市(藤沢 市)の廃車処理漏れを防いでいる。しかし,平成29年度以降について は,全国軽自動車協会連合会からデータ処理が困難であることを理由に, 軽自動車転出車両情報の提供が行われないことになった。そのため,従

前の軽自動車転出車両情報と同等の情報が得られる提供システムからダ ウンロードしたデータを利用し,コンピュータ処理を行うことにより適 正な軽自動車税賦課業務を行うことが可能となる。

- イ コンピュータ処理する項目
  (軽課区分更新及び軽自動車転出車両の廃車処理において)
  車両(標識)番号,車台番号,所有者(使用者)氏名,所有者(使用者)
  住所
- ウ処理内容
  - (ア)軽課区分更新について

藤沢市を使用の本拠の位置とする車両の検査情報について,総合行政 ネットワーク(LGWAN)に接続した端末を用いて,提供システムか らダウンロードしたデータを利用し,本市の軽自動車税課税システムの 軽自動車税マスタと「車両(標識)番号」及び「車台番号」で突合を行 い,突合したデータについては,軽自動車税マスタの更新を行う。

- (イ)軽自動車転出車両の廃車処理について
- 藤沢市を使用の本拠の位置とする車両の検査情報について,総合行政 ネットワーク(LGWAN)に接続した端末を用いて,提供システムか らダウンロードしたデータファイルを利用し,本市の軽自動車税課税シ ステムの軽自動車税マスタと「車両(標識)番号」,「車台番号」,「所有 者(使用者)氏名」で突合を行い,突合したデータについては,軽自動 車税マスタの更新を行う。
- 工 安全対策
- (ア)藤沢市における安全対策について

実施機関では、次のような安全対策を講じている。

- (a)「藤沢市個人情報の保護に関する条例」「藤沢市情報セキュリティポリ シー」及び「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」を遵守し個人 情報の保護及び安全対策に努める。
- (b)業務の管理責任者を定め、ダウンロードしたデータファイルについては、IT推進課が管理するネットワークドライブに保管し、突合及びマスタ更新作業等のコンピュータ処理についても、IT推進課にて行う。
- (c) 不要になったデータファイルについては, 速やかに削除する。
- (d) 端末の利用にあたっては,操作者を限定するために,端末にログオン する際の職員の生体認証を行う。また,提供システムの利用者を業務担 当者に限定し,システムにログインするためのIDとパスワードを利用 者毎に設定することで,業務に関係のない職員のシステムへのアクセス を防止する。
- (e) 端末にはワイヤーロックを使用し,盗難を防止するとともに,ウイル ス対策ソフトを導入し,パターンファイルの更新を行う。
- (f) 通信回線は,暗号化,ファイアウォール,侵入検知等のセキュリティ 対策が講じられた行政専用の総合行政ネットワーク(LGWAN)回線

を使用する。

- (g) 本業務担当者は「軽自動車検査情報市区町村提供データサービス利用 約款」の内容について理解し「第5章 利用団体の義務等」を遵守す る。
- (イ) 地方公共団体情報システム機構での安全対策について
  - (a) 地方公共団体情報システム機構は,地方公共団体情報システム機構法 に基づき設立された法人であり,住民基本台帳ネットワーク,公的個人 認証サービス,番号制度等の事務を担っている。
    - また,地方公共団体に対し情報セキュリティに関する情報提供や技術 的な支援を行っており,「個人情報保護基本方針」「情報セキュリティ基 本方針」を定め,遵守に努めている。
  - (b)「軽自動車検査情報市区町村提供データサービス利用約款」における 「第6章機構の義務等」を遵守する。
- (3) 実施時期
  - ア 軽課区分更新について
    - 2017年(平成29年)3月下旬(予定)から3月31日(予定),及 びグリーン化特例(軽課)の実施が行われた場合は国が示す終了時期まで (平成28年12月22日閣議決定の「平成29年度税制改正大綱」におい て,「軽自動車税のグリーン化特例(軽課)の適用期限を2年延長する」と されている。)
  - イ 軽自動車転出車両の廃車処理についてについて

2017年(平成29年)3月下旬から(予定)

- (4)提出資料
  - ア 別紙1 データの流れのイメージ図
  - イ 別紙2 軽自動車検査情報市区町村提供サービス利用約款(抜粋)
  - ウ 別紙3 個人情報取扱事務届出書
- 3 審議会の判断理由

当審議会は,コンピュータ処理を行うことについて,次に述べる理由により, 審議会の結論のとおりの判断をするものである。

(1) コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関では,コンピュータ処理を行う必要性について,次のように述べている。

ア 当初は平成28年度賦課分のみグリーン化特例(軽課)が適用されるものであったが、平成28年度税制改正により、平成29年度賦課分においてもグリーン化特例(軽課)の適用期限が延長されることとなった。平成28年度賦課分のみグリーン化特例(軽課)を適用させるため、提供システムからダウンロードしたデータを利用するコンピュータ処理について平成28年1月14日付藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第777号において承認されたが、平成28年度税制改正により、平成29年度賦課

分のグリーン化特例(軽課)を適用させるため,提供システムからダウン ロードしたデータを利用し,コンピュータ処理を行う必要がある。

イ 藤沢市から神奈川県外の他市町村へ転出した車両に係る軽自動車税の申 告については、変更後の使用の本拠の位置を管轄するナンバーの軽自動車 協会に おいて,軽自動車等の所有者等が手数料を支払い,軽自動車協会 が代行で変更前の主たる定置場所在の課税する各市町村(藤沢市)へ軽自動 車税申告書を提出するか,軽自動車等の所有者等が,変更前の主たる定置 場所在の課税する各市町村(藤沢市)に,軽自動車税申告書を提出する (以下,「自己申告」という。)二つの方法がある。自己申告がされない |場合,変更前の主たる定置場所在の課税する各市町村(藤沢市)で課税さ れたままとなることがあるため, 神奈川県都市税務協議会が全国軽自動車 協会連合会と事務委託契約を行い、軽自動車転出車両情報を各市へ提供し、 変更前の主たる定置場所在の課税する各市(藤沢市)の廃車処理漏れを防 いでいる。しかし,平成29年度以降については,全国軽自動車協会連合 会からデータ処理が困難であることを理由に,軽自動車転出車両情報の提 供が行われないことになった。そのため、従前の軽自動車転出車両情報と 同等の情報が得られる提供システムからダウンロードしたデータを利用し、 コンピュータ処理を行うことにより適正な軽自動車税賦課業務を行うこと が可能となる。

以上のことから判断すると,コンピュータ処理を行う必要性は認められる。

- (2) 安全対策について 実施機関が2説明要旨工安全対策(ア)(a)から(g),(イ)(a)(b)におい
  - て示す安全対策は次のとおりである。
    - ア 必要最小限の担当者が以外の者がデータにアクセスできないようにす るための措置 ア(d)
    - イ ネットワークからの情報流出を防止するための措置 ア(f)
    - ウ 利用後にデータを確実に消去するための措置 ア(c)
    - エ 日常的な安全対策 ア(a),ア(b),ア(e),ア(g)
    - オ 地方公共団体情報システム機構が行う安全対策及びそれを実施機関が 確認するための措置 イ(a),イ(b)

以上のことから判断すると,安全対策上の措置が施されていると認められる。

以上に述べたところにより,コンピュータ処理を行うことは適当であると認 められる。

以 上